

平成28年度第2回北海道子どもの未来づくり審議会  
子ども・子育て支援部会 議事録

日時：平成29年2月13日（月）15:30～17:30  
場所：かでの2・7 510会議室

開 会

【子ども子育て支援課・森主幹】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻より少し早いですけれども、今日、ご出席の先生方にはお集まりをいただきましたので、ただいまから「平成28年度第2回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会」を開催いたします。

議事に入るまで、本日の進行を務めさせていただきます主幹の森です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、子ども未来推進局子ども子育て支援課永沼課長からご挨拶を申し上げます。

開会挨拶

【子ども子育て支援課・永沼課長】

委員の皆様、本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開催に先立って一言だけ、ご挨拶とさせていただきます。

今年になって、国の方で、一億総活躍という、いろいろな意味で打って出た施策の、最初の予算編成が29年度となっております。その内容については、皆さんご承知と思いますけれども、その中で、特に一本の矢として「夢をつむぐ子育て支援」ということで、待機児童解消であるとか、保育士の確保といったことを重点的な対策として進めております。

そういう対応をして、道の方も、正月前後に報道等も出ておりますけれども、29年度の新年度予算策定に向けて、来週の17日によろやく記者発表ができるような段取りになってございます。最終的な詰め段階ですけれども、今日はその一部をお話させていただくことになると思いますが、ライフステージに応じた切れ目のない支援について、今年初めてパッケージという形でお示しをさせていただいて、市町村それから民間の方とも連携して進めていこうと、このパッケージを、29年はさらに強化をしていきたいと、この間取り組んできました。

今日は、その中で、特に子育てをする側の方々への経済的な支援をどうやって行っていくのかというような具体的なこと、それから、一方支える側の保育人材をどうやって確保していくのかといったところで、いくつか議題を用意させていただいておりますので、委員の皆さんの忌憚のないご意見ご指導をいただければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

審議会成立宣言・日程説明等

**【森主幹】**

本日は、6名の委員が欠席されておりますが、現時点で、委員総数16名のうち、10名の出席をいただいておりますので、北海道子どもの未来づくり条例第27条第2項の規定に基づき、成立していることをご報告申し上げます。

昨年12月に任期満了に伴い、委員の改選をさせていただきましたので、ここで委員の皆様全員のご紹介をさせていただきます。一言ご挨拶をお願いできればと思います。

最初に北海道大学大学院、松本委員です。

**【松本委員】**

松本でございます。座ったままで失礼いたします。

引き続きの委員となります。子どもの福祉のことを専門に研究しております。よろしくお願いいたします。

**【森主幹】**

北海道私立幼稚園PTA連合会の岡澤委員です。

**【岡澤委員】**

昨年に引き続きよろしくお願いいたします。幼稚園の代表として発言したいと思います。よろしくお願いいたします。

**【森主幹】**

北海道PTA連合会の辻委員です。

**【辻委員】**

皆様こんにちは。私、今回が初めてになります。北海道PTA連合会、小中学生の母親を代表してまいりました。よろしくお願いいたします。

**【森主幹】**

北海道国公立幼稚園・こども園長会の加藤委員です。

**【加藤委員】**

北海道国公立幼稚園・こども園長会でございます。国公立の、この会に加盟している61園の園長の会

でございます。会としては引き続きになりますが、私個人としては初めての参加になります。どうぞよろしく願いいたします。

**【森主幹】**

北海道保育協議会、亀井委員です。

**【亀井委員】**

午前中のJRで函館からまいりました。亀井と言います。

2期目ですけど、保育の方では、なかなか難しい部分、この頃の制度改正など、勉強しなきゃならない部分がたくさんあるのですけども、できるように務めたいと思います。よろしく願いいたします。

**【森主幹】**

全国認定こども園連絡協議会北海道支部の木村委員です。

**【木村委員】**

私も2期目を務めさせていただきます。木村と申します。どうぞよろしく願いします。

**【森主幹】**

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会の山田委員です。

**【山田委員】**

今回初めて参加をさせていただきます。NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会の理事をしております。山田と申します。

子育てひろば全国連絡協議会というのは、地域子育て支援事業、子育て支援センターとか子育てひろばとありますが、その全国のネットワークとか研修、調査研究などを行っている団体で、その理事をしております。地元では、子育て応援かざぐるまというNPOで満30周年を迎えました。どうぞよろしく願いいたします。

**【森主幹】**

日本労働組合総連合会北海道連絡会の内藤委員です。

**【内藤委員】**

連合北海道の内藤と申します。引き続きの参加になりますが、労働組合員の立場から意見反映させていただきます。よろしく願いいたします。

**【森主幹】**

公募委員の八乙女委員です。

**【八乙女委員】**

昨年から引き続き委員をさせていただきます。八乙女と申します。

今、4歳の年少の子どもを持つ当事者として意見できればと思います。よろしくお願いいたします。

**【森主幹】**

同じく公募委員の宮澤委員です。

**【宮澤委員】**

皆さんこんにちは。小樽からまいりました宮澤と申します。

私は小学校6年生の子どもを持つ母親です。そして、去年の保育園落ちたのブログの件で、保育士が足りていないという現状に、もしかしたら自分も何か役に立つことができるかなという思いの元に、保育士の勉強を始めまして、昨年10月に国家試験を受験し、そして12月に2次試験を受験いたしまして、1月に無事に合格通知をいただくことができました。

本当に、これからの保育に関する事は、問題は山積みであり、私達市民が、一般の者達が、母親達が、いっぱい提言していかなければならない問題だと思っています。よろしくお願いいたします。

**【森主幹】**

ありがとうございます。

本日は、欠席となっておりますが、日本保育協会北海道支部の宮崎委員、公益社団法人北海道私立幼稚園協会の前田委員、全国認定こども園協会北海道地区会の白井委員、北海道小学校長会の久葉委員、北海道市長会の善岡委員、北海道町村会の池部委員、以上、16名の委員となっております。

さて、部会長についてでございますけれども、子ども・子育て支援部会設置要綱第3条の4に「審議会委員の中から審議会会長が指名する。」と規定されてございます。審議会会長の松本会長が部会長も務めることとさせていただいています。

それでは、松本部会長から一言ご挨拶をいただきます。

**【松本部会長】**

改めまして、松本でございます。

大役を引き続いて仰せつかるような形になりました。子どものことなのですけれども、皆さんの協力で知恵を集めて、良い施策づくりに少しでもお役に立てればと思っております。

その子どもの福祉のことなんですけれども、やはり最近、保育の問題を中心にして、あるいは貧困の問題を中心にして、大変、世間の関心、社会の関心が高いところだと思います。たまたま高いというよりも、皆さんが切実に感じて、大事に思っていることが、きちんと表にでてきたということだと思います。

ここでの議論というのも外からも見られていることですし、また、いろいろな批判を受けながら議論していければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

**【森主幹】**

ここで、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

お手元に、会議次第、出席者名簿、配席図、論点整理表、それから、資料1としまして子育て世帯の保育料軽減策について、資料2、保育士確保対策についてを配布させていただいております。

続きまして、本日の会議の日程を申し上げます。

本日は、審議事項として、副部会長の選出について、子育て世帯の保育料軽減策について、保育士確保対策について、この3本の議事を予定してございます。

なお、会議の終了時間は、概ね17：30を予定してございます。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

これからの進行につきましては、松本部会長、お願いをいたします。

**審議事項（1）**

**【松本部会長】**

はい、限られた時間でございますので、さっそく議事に入りたいと思います。

一点目でございます。副部会長の選出については、事務局からお聞きしましたところ、現在学識経験者が1名欠員ということと、この4月の年度替わりに数名の委員が交代されるということですので、年度が明けて新しい委員に変わりましたから決めるというふうにしたいと思うのですけれども、これでもよろしいでしょうか。

御異議ないようでしたら、そのように進めさせていただければと思います。

1点目のところ、副部会長の選出というところは、次回、年度明けのところで決めるということで確認させていただきます。

**審議事項（2）**

**【松本部会長】**

それでは2点目です。子育て世帯の保育料軽減策についてということになります。これは事務局の方からご説明をお願いします。

**【嘉多山主査】**

北海道庁子ども子育て支援課主査の嘉多山と申します。私の方からは子育て世帯の保育料軽減策について、資料1に基づいて説明させていただきます。

資料1、1ページをご覧ください。

これは、保育料軽減事業について、制度設計を検討するにあたって整理した表になります。まず、検討の視点といたしまして、全体としてですが、道が市町村を誘導するには、どのようなスキームとすればよいか、また、道民にとって分かりやすく利用しやすい制度とするための方策はどのようにすればよいか。参考の経過といたしまして、道の合計特殊出生率は全国ワースト2位、また、道は合計特殊出生率の目標を全国並みの1.8としております。次に対象児童について、どの程度カバーすることとするかということで、例えば、全ての就学前児童を対象とするか、また保育認定の子どもだけとするかというようなことが考えられます。ここも参考として、1号2号3号の順に高額になっていくこと、事業につきましては、対象児童は道内市町村の児童においては、第2子のみ、第2子以降が最も多くて、他都府県では第3子以降を対象とするものが、最も多くなってございます。この点については追って説明をさせていただきます。

次に条件設定についてですが、どの程度の条件とするか、妥当な所得制限額でございまして、所得制限を設けるのか設けないのか、また、保育料多子軽減の特有の考え方として、カウント方法というのがございまして、同時入所要件を課す課さない、複数の子どもと一緒に保育園に入所しているかどうかということを抑えるか抑えないかということなのですけれども、そういったことが考えられます。ちなみに国の制度は年収360万円未満相当の世帯を対象に、同時入所要件、つまり第1子を数える際の制限を撤廃してカウントする方法を取っております。

こういった検討の視点がありまして、次に資料の2ページ目をご覧ください。

前回の部会でも、実施についてご説明をいたしましたが、まず、道内市町村の多子世帯保育料軽減事業の実施状況について当課で調べた結果を整理したものでございます。この調査は、昨年6月に、4月1日現在について、道内179市町村に調査した結果を整理したものです。

おさらいとして、現行制度の概要ですが、まず、国制度の減免制度は、第1子の保育料に対して、第2子はその半額、第3子は無料となっております。次2番目に国基準による第2子以降の算定方法ですが、これは先ほどの同時入所要件というふうにお話したところですのでけれども、小学校就学前の範囲において、保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に第何子かを数えます。これは、平成28、29年も同様です。最後に第2子以降の算定方法に係る国基準の今年度の変更状況ですが、年収360万円未満相当の所得世帯については、2番目でお伝えした算定対象となるきょうだいについて、年齢要件の撤廃を行っております。

以下に整理した表についての第2子第3子のカウント方法については、こういう国基準ではなくて、道は市町村の基準に基づき設定した方法によっておりますのでご注意ください。

多子世帯の軽減にかかる保育料の設定状況の表ですが、ご覧のとおり、27年9月1日現在に比べまして、平成28年4月1日現在では、市町村独自の軽減策を行っているものが36市町村増えている状況でございます。その市町村独自の軽減策、対象拡大、減免拡大の内訳ですが、第2子以降を独自削減しているのが42市町村、第2子のみ独自削減しているのが17、第3子以降のみ独自削減しているのが11となっております。独自削減の内容です。これは複数回答になりますので、上記の70を超える数字になるのですけれども、ご覧のような形になっております。特に第2子以降の保育料を無償化している市町村としましては15ありまして、前年比で11か所増えております。下に内訳がございまして、第1子より無償化しているのは、上ノ国町を含め3町、所得条件なしで第2子を無償化しているのが、深川市な

ど10市町村、何らかの条件を付して第2子が無償化しているのは、岩見沢市など2市となっております。

次に3ページ目以降は、2ページに整理した表の付表になります。それぞれ区分を設けまして○を付けているところが該当というふうになっておりますので、ご覧下さい。

6ページをご覧下さい。道内市町村の他に各都道府県の保育料軽減事業について整理した表になります。まず(1)実施の有無についてですが、実施なしが18、実施ありが29となっております。この調査につきましては、道独自の調査の他に、※印参考のところにございますとおり、他の都府県であったり団体が調査した4つの調査を参考にいたしております。(2)の実実施都道府県29か所の主な内容でございます。第1子より対象としているのが2つありまして、島根県及び秋田県、第2子以降を対象としているのが、大分県、山梨県、山形県、石川県、兵庫県、鳥取県でございます。この6つの中には第1子をカウントする際の年齢制限があったり、保育料軽減の対象とする年齢だったり、所得制限だったり、さまざまな制限なり、やり方で実施しているということになります。第3子以降を対象にしているが合計21、3歳未満を対象としているもの、その他のものといった形になってございます。その他としまして、北海道は今年度、年少扶養控除等のみなし規定の適用にかかる減免を実施してございます。

7ページ以降は、今の6ページで整理した表の個別の表を整理したものになります。合計特殊出生率を整理しながら、まとめた表ですのでどうぞご覧下さい。

以上を踏まえまして、1ページ目に戻っていただきたいのですが、市町村の状況、都道府県の状況を独自で調査したものを踏まえまして、昨年4月に設置しました保育料の負担軽減に関する調査検討会、本部会でも亀井委員、八乙女委員にも委員としてご参画いただいておりますが、そこでの主な意見を道の検討の視点に照らして整理した表になっております。

例えば、全体でいきますと、保育料の制度は年々複雑になってきているのでできるだけシンプルな制度にしてほしいという意見。また、事業が続かなかつたら意味がない、実際に無料と思って生んでみた時に事業が終わっているということはやめてほしいといったご意見。対象児童の区分では、第1子がいる人が第2子以降も持ちたいと思えるような施策が効果的ではないかといったご意見。それから、ご自身のご経験を踏まえまして、自身の子は3号認定の時は毎日病院に行っているようだった、医療費は無料だけれどもタクシー代がかかったり、有給を使い果たして欠勤扱いになって月収が下がった、3号認定の時は保育料も高いけれども保育以外にもかかるのが大きかったというご意見。最後に条件設定のところですが、所得制限がない方が良くといったご意見、これからの女性の働き方によるといったご意見、また上の子の学年、年齢に関係なく保育料を減免してくれるとありがたい、子どもが小学校に上がった時で、生活も落ち着いた時に、もう1子生もうという気持ちになれる施策が良いのではないかとといったご意見、ご提案がございました。

こういった道の調査、市町村の状況、都道府県の状況と、調査検討会でのご意見を踏まえた検討結果が太枠の中にごございます。限られた財源での優先度、実効性を確保した上で、シンプルで持続可能な制度を目指して、まず、保育料が最も高く設定されている3号認定の子どもの保育料を軽減の対象としてはどうか、次に所得制限を設けるがより多くの子どもが対象となるように設定してはどうか、最後に、2子、3子を持ちたいとする気持ちを後押しできるよう、同時入所要件、年齢制限を課さないこととしてはどうかといったことを検討結果としました。

以上が子育て世帯の保育料軽減策についての説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【松本会長】**

議論に入る前に確認をしたいのですが、ここでいろいろと議論がでてくると思います。それはどういうふうに取り扱われて、どういう形で具体案として固まってくるか、スケジュールも含めて教えて下さい。

恐らく、取りまとめ、検討結果という3点、ここが現在の集約されていることなので、ここが中心に議論がでてくると思うのですが、これ以外にもいろんな議論が出てくる可能性はあるんですけども、それは具体的に、道としてはどういう形にまとめられて、いつ頃、具体案として出されることになりませんか。この辺りの手順を全体で共有しておいた方が良いと思いますのでお願いします。

**【永沼課長】**

先ほどちょっと予算の話をさせていただいて、今週の17日が記者発表ということで、一応、平成29年度の予算に関しては、既に議会の方に提出する準備ができていう状況です。今日、具体的内容については、説明できないのですが、この間、報道等で出たような内容の方向で要求をしているということです。

検討会で検討した内容を踏まえて、さらに、今日この場でご意見をいただいた内容については、執行の段階、あるいは次年度以降に向けての検討材料にしたいと考えています。当然その内容によっては、すぐできるものできないものもあるとは思いますが、とりあえず、今、我々としては29年度予算について、既に提出をしているという状況でございますので、微妙な時期で本当に申し訳ないのですが、できるだけ、その内容についてお伝えした上で、意見をいただいたものについては運用の段階などにおいて、参考にさせていただく、という取扱いにさせていただきたいと思っています。

**【松本会長】**

そうすると、確認ですけど、平成29年度のものについては、予算案を出して、17日に発表されるということですね。そうすると、ここで議論することが、常識的に考えると、そこにはあまり反映されることは難しいということになりますよね。それを前提に、年度当初あるいは運用のところ、あるいは30年度に向けて議論するということになりますね。そうすると、29年度に向けてどういう形で提出されているのかということが見えないと、議論がぼけるように思うんですけど、そこはいかがですか。

**【永沼課長】**

29年度は、先ほど報告させていただいたように3回の検討会をさせていただいて、そこで、意見をある程度取りまとめさせていただいて、この方向で予算要求させていただいたという考えでございます。

**【松本会長】**

ここの下の3点ということですね。この3点に沿った形で、29年度については具体のものが作られて予算要求していると、それが17日に公表になるということが今のスケジュール。それを前提に、今ここで意見を述べ合うということになりますね。

今日は何かを決めるというよりも今の状況の中で、もう少し、この次に向けてあるいは運用に向けて、



意見を述べていくというような形になります。そういう確認でよろしいですね。

**【永沼課長】**

少し具体的に話しをさせていただいた方が良いと思いますが、直接は道から、今日はお話をするという訳にはいかないのですが、本当に申し訳ないのですが、報道にあった内容をちょっとこの場で紹介させていただきます。

報道では、第2子以降保育料無料化という標題となっていて、全体の予算額が6億4千万程度ということ。この中身については、3歳未満の子ども、第2子以降、同時入所要件はなく、その一番目の子が小学生に入っても、もっと大きくなったとしても、2番目の子どもは2番目として、その対象となる全ての2子以降の子どもの保育料について無償にするというような内容です。

これは国の今の現行制度の中では、1人目が全額、2人目が半額ということで、同時入所要件が1、2、3号でちょっと違うのですけれども、今回の道の対応としては、3号認定の3歳未満までの子どもを対象にするということです。そこでの同時入所要件というのは、小学校に入る前の子どもだけということなのですが、その条件は取った上で、2子以降全部無料にする、つまり、2子以降、これまで全額かかっていた子どもも含めて、それから半額の子どものも同様ですけれども、要するに、2人目以降は3歳までは保育料をかからないようにしたいという内容です。

これは市町村とともに連携をしてやるということになりまして、市町村と道がそれぞれ折半をして、この事業を実施するとなっています。

**【松本会長】**

報道ではそうなっているということですね。それはニュースとして共有をしておきたいと思います。

それでは、詳細は17日に公表されるということでもありますけれども、この方向でということに進められているという現状の中で自由にご意見をお願いします。

それと、調査検討会にはここからお二人の方が出られておりますので、もし何か委員の立場から今の事務局の説明に補足なりご意見があればあるいは検討の状況などでもご意見あればお話をいただきたいと思いますが、ここからは亀井委員と八乙女委員いかがですか。

亀井委員、補足でなにかありますか。

**【亀井委員】**

ここにあるような事だと思いますけれども。

**【松本会長】**

八乙女委員いかがですか。

**【八乙女委員】**

検討委員会の方では、話合いの中で出たのは、子どもができた時に生みたいと思える環境を作る事が大切だと思うということで、いろいろ話合いが進められていったんですけども、今、北海道でも離婚率が上がっていて、ステップファミリーもかなり増加しているという話になって、上の子の学年が関係なく、

下の子の減免がされるようになればいいなというようなことで話し合いもされました。

あともう一つ、コンピューターシステムの問題について話し合いが出て、現段階で運用されているコンピューターシステムができあがっている、まあ、完璧にはできあがっていない状態で、これをさらに軽減した場合の計算システムとか新しいシステムを導入する際に、さらに費用がかかって、その費用を各自治体で担うには、ちょっと負担が大きいという話も出て、その運用費に関しても、道か国の方で負担していただきたいというような話も各自治体から出ていました。その上で、もし収入区分とかで制限を設ける場合、税区分の階層にきちんと計算しやすいようなところで、区分をつけるなり何かするなり対策をした方がよいということで、それは所得制限とかが、今のお話どおりにいくとスムーズにシステム上も運用できるのかなという感想があります。

**【松本会長】**

ありがとうございます。

では、どなたからでもご意見等あるいは質問等いただければと思います。

**【木村委員】**

全国認定こども園連絡協議会の木村です。

まず、どこまでお答えいただけるのかは、分からないのですが、現状、360万円とかの所得制限が課せられていると思うのですが、新しい制度になった場合、第1子が仮に高校生で、第2子が2歳でとなった場合は、所得が仮に1,500万あったとしても、第2子は無料という認識でいいのでしょうか。

**【永沼課長】**

所得制限の議論はいろいろあったのですが、640万を上限にすると、これは8段階の階層のうち第5段階になるのですが、全国的に若い30代の方の平均の夫婦の所得を上回るレベルというようなことで、640万という所得制限となったと報道されています。

**【木村委員】**

もう一つお聞きしたいのが、今回いろんな部分でご議論いただいている多子世帯の保育料軽減は、たぶん多子世帯じゃなくて、全ての子どもたちが対象にならなければならないだろうというふうには思いません。

平成29年度予算で実施されて、その中での課題等を集約しながら、30年以降は全ての子どもたちの保育料がかからず、しっかりと保育が提供されるというような体制をとっていく必要があるだろうと思いますし、あと、北海道内で独自に行われている多くの市町村は、過疎地が多くて、たぶんいろんな事やっても過疎債でカバーできる部分も多くあるだろうというふうに思います。他の都道府県も実際にやられて、その成果といいますか結果がどうなっているのか、やった年度からどういった推移で出生率とか、ある意味子育ての満足度だったりとか、施設、サービスの充実が図られてきたのか、そこをやっぱり検証していかないと、何のためにこれをやるのか、どこに向かっていくのかということを確認しないと、方向性を見失ってしまいそうな気がしますので、向かうべき所と、その検証ということをしていただければありがたいと思います。

結果、最終的には、全ての子どもたちが所得や年齢に関わらず、しっかりと保育が無償化を受けて対応できる環境を、どこよりも早くやらないと、出生率全国ワースト1位になってしまう可能性はあり、さらに心配は、後ほどの保育士の確保対策にも出てきますが、札幌しか保育を受けられない環境が出てきそうな気がします。現状、東京都が、国が出した保育士の処遇改善の他にプラス4万4千円を足していくと、千葉県で内定されていた人達が全て辞めて東京都内に流出して、千葉県の待機児童がたくさんいるけれども、結果そこも待機児童が増えるといったことがあります。北海道で考えたら、学生がほぼ札幌で教育を受けて資格をとって、そしてそこで働くと、さらに札幌への流出が来て、地方都市はほとんど学生がいなくて、本当に学生がいらないから待機児童というような状況になっていきますので、しっかりその辺をご協議いただければありがたいと思います。

#### 【松本会長】

目指すべき方向というようなことと、今、ご意見としては大きく3点ありました。

1点目は、所得の多少に関わらず全体の子どもの対象にすることに向かうべきということが1点。もう1つ、これまでやられてきたことの検証を、きちんと立ち位置も含めて学ぶところを学んでいく、あるいは資料を揃えるということも含めてだと思いますけども、きちんと検証していく。3点目は、次の議題と関わって、保育士の確保方策に関わる問題も含めて検討すべきであるということかと思います。

貴重な大きな所でのご発言だったと思います。他にいかがでしょうか。

私からいいでしょうか。

これは、実施する場合には、各市町村の手上げですか。

#### 【永沼課長】

各市町村は、今、実際にやっているところとやってないところとあるのですけれども、それぞれ道の補助金を活用して、やっているところは、さらに上積みしてやってもらうのも結構ですし、やっていないところは補助金を活用して新たにやっていただくということで、義務ではないですけれども、積極的に、できれば、我々としては全ての市町村にやっていただきたいという思いはあります。

#### 【松本会長】

やっぱり広げていかなければならないと思いますけれども、新聞の報道を見て、市町村の反応は、感触はありますか。

#### 【永沼課長】

そうですね。いろんな反応があります。すぐには財源を用意するのはなかなか難しいというところもあるのですけれども、一方では、さっそく検討したいというところもありますし、一応、大きいところの札幌市さんそれから函館市さん、旭川市さんでは、札幌市さんは独自の財源で、既にやりたいという意向が決まっていたので、それはそれでやっていただく、函館市さんと旭川市さんにも道の補助金を活用してやっていただく方向で検討していただくということで話を伺っていますので、大きい所でやっていただければいろんな所へ波及も結構あるのかなと思っています。

【松本会長】

他にいかがでございましょうか。

【八乙女委員】

前回の検討会で、先ほどお話しがあったように、趣旨、目的がはっきりしないということで、本当にこの保育料軽減策が妥当なことなのかというのも話し合われたのですけれども、その際に、保育料を軽減するなら、臨時給付金として撒いた方が子育て家庭にとっては、より助かるではないかという話も出たりして、ただ、やはり国の政策として保育料軽減というのは、取り組みたいということで、その話合いにはなったのですが、ちょっとお金の費用対効果という意味でも、もう少しいろんな方面から話し合うことが大事なのかなと感じました。

【松本会長】

出た意見というのは、同じ財源であれば、むしろ給付金という形で直接家計に出したらどうかということですね。

【八乙女委員】

その方がお得感というか、ちょっとラッキーな気もするし、本当にお金での現金支給は助かるので。

【松本会長】

これは、今後の方向ということで、自由にご意見を聞きたいと思います。  
はい、どうぞ。

【辻委員】

北海道PTA連合会の辻と申します。

小学校6年生と中学校3年生の子どもがおりまして、以前は幼稚園の方に通わせていただいていたのですが、その時、保育料軽減といえますか、そういった形でお金をいただいていたような気がするのですが、今は制度が変わっているという事ですか。なんか軽減されて、年末に戻ってきたというイメージがありまして、今はちょっと違っているということでしょうか。今は、子どもたちが小学校と中学校になってしまったので、今の幼稚園とか保育園の現状が、今ちょっと分からなくて、そういった形で減免はされているけれども、戻ってくるということは、今はないということでしょうか。

【木村委員】

実は、2種類あって、一つは、今までどおりの私立幼稚園に通っていて、私学助成を受けている幼稚園というのは、就園奨励費補助金として、お母さん方に12月に所得に応じて第5階層まで分かれて行われています。

その一方で、私学助成ではなくて給付という新しい制度に移ったところは、保育料は市町村が定めた額になっていますけれども、もともと就園奨励費で払う部分を最初から割引いて保育料を払うので、12

月には戻ってこないという状況になっています。

**【松本会長】**

他いかがですか。今の事に関して、どういうルートで、お金が回っていくのがより効果的なのかっていうお話だと思うんですけど。

**【木村委員】**

この制度を実施すると、札幌市は独自の事でもやりたいと、なんとか進むでしょう。函館と旭川もなんとかやっていたきたい。実際に頑張ってもらわなくちゃならないのは、それ以外の小さな所の方が大きいと思います。

北海道の場合は、どんどん出生率も低くなり、生産人口も減って行って、これから持続可能な北海道を作れるのかというと、子どもが生まれてくれないと非常に難しい問題だと思います。

それというのは、ほとんどが地方都市の小さなところですので、ぜひ予算が決まって、実際に記者発表があったら、市長会とか町村会とかに実施をお願いして下さい。北海道の場合、横並びだと思います。隣の町がやるんだったらやるけれど、やらないんだったら、ちょっと様子見て、他の市町村がやり始めて、財政的にこれでやれるんだって分かったら進みましょうというように、例えば、子ども・子育て会議の設置であったり認定こども園の普及であったりしても、ほとんど横並びでしたし、誰かがやって情報を得て資料も整ったら、うちもやりましょう。うちも次いきましょうということになる。

せつかく、今、担当の方々が予算を作って議会の皆様からご承認いただいて後押しされてなんとかこれでいけると環境づくりをしているところなので、制度を広げるためには、市長会、町村会のところの頭がうんとなって、じゃあこれ広めましょうと腹くくってもらおうと、なんとか一歩行けると思うので、様子見にならないような環境づくりをお願いできればと思います。

**【松本会長】**

やはり大変大事なご指摘だと思いますけど、先ほどのご発言はそういうことも考えてというようなことだと思います。

**【永沼課長】**

ありがとうございます。ご指摘どおりです。事前に市長会、町村会の方とは、事務的には話をさせていただいて、丁寧に各自治体に説明をしてくれと、我々言われていますし、何よりも、今週ですけれども、私、知事から直接、しっかりPRしろと言われていまして、予算の確定、記者会見以降、各振興局にも情報提供していますので、ただちに各自治体に情報提供させていただいた上で、もっと言えば、4月以降早い時期に直接お伺いをして、地域で説明をさせていただくつもりでございますので、そういった意味では、1か所でも多く、今やっているところは私どもの財源を使っていた方がいいですし、公立とかだったら、極端な話、道から財源を入れて、町の財源がそのまま施設運営費になっていますので、もらい徳って言ったら怒られますけど、もらうだけでもOKなはずなので。システム改修の話もあるのですけれども、そこもそんなに手間がかからずできるという話も聞いていますので、あまり障害がないと思っていますから、できるだけたくさんのか所でやっていただけるように、スケジュール的にも、2定で市町村の

条例を改正して、9月には間に合うようにやっていただけるような丁寧な対応をしていきたいと思っています。

**【松本会長】**

山田委員から、どうぞ。

**【山田委員】**

関連した質問です。山田と申します。

予算がこれから発表されるとのことですので、どのくらい初年度の見込みとして考えてらっしゃるのか、出せる範囲で教えていただければと思います。

**【永沼課長】**

全市町村分です。それが6億5千万円です。

**【木村委員】**

関連してです。9月に各市町村で補正を組んでやりましょうといった場合は、その年度4月まで遡及して対応は可能ですか。

**【高橋主幹】**

市町村の方で遡っていただけるのであれば、私どもの方で予算は用意をしております。

ただし、通常の仕組みでいきますと、伺っている範囲では、例年9月に、各市町村で前年の所得に応じて保育料の改定を行うということですので、それに間に合わせるために、6月に保育料を徴収する額の条例改正を行い、見合いの財政措置をして、6月から9月まで準備期間を経て、9月から新しい保育料で徴収をするというようところがスタートだと思いますので、状況によっては、4月に遡ってという自治体さんも、もしかしたらあろうかと思いますが、あんまりちょっと考えにくいかなと思います。

そういう自治体が出てくれば、そういう自治体に対応するだけの予算は持っていますし、9月に改定はするけれども、4月から変えてしまうというような所も、今相談を受けている中ではありますので、そういった所も含めて、我々としては、基本的には4月から道内各市町村でフルにやってもらうだけの予算は、6億4千万の中に含まれていると思いますので、そういうつもりではおります。

**【松本会長】**

この件についての議論、意見交換はあと10分くらいの時間で、次に移りたいと思いますけれども、もし、他にご発言はありますか。

はい、どうぞ。

**【宮澤委員】**

私は子どもが2人おまして、私学の幼稚園だったのですが、パートナーの所得制限のギリギリの線で

就学支援金ですか補助を受けることができませんでした。

でも、子どもたちは同じ保育を受けるんです。幼稚園や保育園の先生たちは、もちろんご存じだと思うのですが、保育所保育指針という保育士さん達のガイドラインには、子どもの最善の利益を大切にしましょうという言葉があります。この子どもの最善の利益って、いったいなんなんでしょう。私は、やっぱり、どの子どもも同じ条件で教育や保育を受けられることだと思うのです。もちろんそれは、保育料の事でもあり保育士さんの数でもあり、また保育施設の環境でもあり。私的には、所得制限というものを、北海道から日本から無くしてほしいという思いです。

また、全ての行政に感じているのですが、例えば、国が都道府県に丸投げ、都道府県が各振興局に丸投げ、北海道が各振興局に丸投げ、そして各振興局が市町村に丸投げという感じの行政が、私は市民としてとても感じます。ですから、このように第2子以降は無償化ということが議決されましたら、もっと強く、振興局の方に指導して、指導というよりは半強制のように補助金を使って行って下さいと、最後まで見届けることをしてほしいと思います。

#### 【松本会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ご発言はいろいろと出てくると思うのですが、基本的には、方向性としては、ここでは支持をするといえますか、後押しをする、積極的に進めていく、制限をもう少し緩やかに、できれば撤廃していく方向に向かうべきだということと、もう一つは、広がり、いろんな市町村に広がっていきけるような、全部の市町村でできるようなアクションをきちんととるべきだという、大きくいうとこの2つのご意見が出たと思います。

私も同感ですけれども、各世帯への家計への補助というような形で考えるか、保育料の軽減と考えるかは、同じ財源でも、大分考え方が違うのですけれども、両方大事だと思います。

保育料を減免していく、あるいは無償化していくというのは、すごい強力なメッセージだと思います。子どものことはみんなで見ましようという、社会で見ましようという、強力なメッセージだと思いますので、そういうメッセージを持った形で施策の発信をしていかないと、なかなか広がっていかないのかなと思います。生まれた子どもは、みんなで面倒見ましようという、そのための保育制度だと思うので、そういう公共財としての保育制度を社会が支えていくという観点は、とても大事だと思います。

そういうような形のメッセージといえますか、それは、折に触れて外に出して、浸透して、そういう形で交流が図られていくと、そのための一歩かなと個人的には感じているところです。

他、この点でのご意見等ございますか。

なければ、17日には正式に発表になるということですが、木村委員からご発言もありましたけれども、これで終わりというよりも、その後、どういうふうになっていくのかということ、きちんとこの場でもモニターして行って、より良いものにしていくというようなことが、出発点の、今の段階での確認が非常に大事だと思いますので、その点も含めて、この場で議論を継続できればと思います。

1点目のところよろしゅうございますか。

### 審議事項（3）

#### 【松本会長】

それでは議事の3つ目になります。保育士確保対策について、事務局から説明をお願いします。

#### 【小藪主査】

子育て支援グループの小藪と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは、保育士確保対策についてということで、資料2に沿いまして説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。横の表になってございますけれども、こちらの資料は、「保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例」の内容をまとめたものでございます。

前回の時にも少し説明した内容でございますので、聞いている方もいると思いますけれども、今回改めて説明をしたいと思っております。

道では、国の省令改正等を踏まえ、待機児童の解消に向けて、保育の担い手の裾野を広げるといふこと、それから保育士の勤務環境の改善を図ることを目的に、昨年7月から、本特例を実施しているところでございます。

まず①ですけれども、「子どもが少数となる時間帯における職員配置の特例」でございますが、今の条例におきましては、子どもの数がどんなに少なくても、最低2名の保育士の配置が必要になっております。それを特例では、子どもの数に応じて算定される保育士の数が1人となる時間帯に限りまして、保育士1名に加えて、もう1名の方は、保育士資格を有しない一定の者を配置するということに可能としたものでございます。この一定の者につきましては、子育て支援員研修を修了した者など、「知識及び経験を有すると知事が認める者」に限るといふことにしてございます。資料の右側の方に事例ということで書いてございますけれども、①の事例におきまして例えば保育士のAからDまでの4名が配置されている場合、通常はこのように2名を下回ることがないようなシフトを組んで動いていると思っておりますけれども、下の矢印の特例の実施後におきましては、朝とか夕方などの子どもが少ない時間帯に限りまして、保育士1名と研修修了者ということで1名を配置して、その上で、もう1名の保育士は弾力的な配置ができるというようなことになってございます。

次に②ですけれども、「幼稚園教諭、小学校教諭等の活用に係る特例」についてでございますけれども、このような幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許状を有する方を、必要な保育士数の3分の1を超えない範囲で保育士に代えて活用することができるというような特例になってございます。右の②の事例におきまして、例えば、保育士必要数が15人の場合5人まで、このような資格を持つ方を活用できるというものでございまして、これにより、人員配置の選択肢を増やして担い手の裾野を広げるといふような特例になってございます。

次が③でございますけれども、「加配人員の配置に係る特例」といふことで、右の方の③の事例になりますけれども、例えば11時間開所している保育所で配置しなければならない保育士が15人という場合、その15人を上回って配置している3人につきましては、一定の研修を修了した者などを活用できるということにしたものでございます。こちらも②のように必要保育士の3分の1を超えない範囲に限



った特例としてございまして、資格を有しない一定の者につきましても①と同じような条件を付してございます。

以上が特例の内容でございますけれども、この特例につきましては、「保育士不足の解消となる」といった肯定意見があった一方で、「質の低下」ですとか「事故対応の不安」ですとか、「保育士の負担が増す」などの否定意見も寄せられたことから、道では、特例を設ける「条例改正・規則改正」を行う一方で、「道の独自規定」を設けまして、これらに対応をいたしております。

それについては2ページ目の方をご覧ください。2ページ目は、国の取扱いと異なっています、道の独自規定についてまとめたものでございます。

6点ほどございますけれども、まず1点目としましては、「知事が保育士、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」というものにつきまして、右の方に国通知のことを書いてございますけれども、国では経験が十分にある者というものも要件に加えていますけれども、それを除きまして「保育の質」を確保するという観点から、研修をなるべく受けてもらうということで「子育て支援員研修」を受けた者、それから「家庭的保育者等研修」を受けた者という、どちらかの受講を要件としております。

それから、2点目は、幼稚園教諭等を活用する場合についてですけれども、こちらについても、備考の方で、国通知では受講を促すという表現に留まっていますけれども、道では、原則1年以内に受講ということで、きちんと要件としたものでございます。

3点目が、特例にかかる届出ということで、事業者に、この特例の実施について任せっきりにするというのではなく、道としても把握、確認をしていくということで、事前協議ですとか届出の手続を設けることとしたものでございます。

4点目が、特例の対象となる保育所等の要件についてということで、待機児童を解消するための限定的な実施とするために、待機児童及び潜在的な待機児童が発生している市町村に、この特例を限定することとしております。これに伴いまして、これまでよりも、きめ細やかに待機児童数を把握するというところで、道におきましては、今年度から、待機児童と潜在的待機児童を調査、それから公表を行っているところでございます。

それから5点目が、当分の間ということで、国では、特に当分の間について時期は示していないのですが、道独自に、「平成31年度」までという時限的な制限を加えまして、その時に、また見直しを行うということにしております。

最後の6点目が、届出後の運用確認ということで、定期の指導監査におきまして、この特例の適用状況を確認するというようにしてございます。

以上が、道の独自規定でございます。関係団体のご意見ですとか議会議論、パブリックコメントなどで寄せられたご意見を勘案しまして、このような定めで、この特例を施行しているという状況です。

それから、次に実施状況ということで、下の○になりますけれども、平成29年1月末現在の特例の実施状況についてでございますけれども、「幼稚園教諭、小学校教諭等の活用に係る特例」につきましても、2園2名の方、それから「加配人員の配置に係る特例」で2園3名の方が、特例を実施しているというのが、今のところの実績となっております。

以上が保育士配置の特例についてですけれども、道におきましては、この特例を実施するという一方で、道内の保育士不足の実態を把握するために、昨年、保育を語る集いという意見交換会を開催しましたので、これについて少し説明をさせていただきます。

資料の方は3ページになります。集いを行った目的、背景といたしましては、昨年度、保育士資格を持つ方に対して行いました「保育士実態調査」によりまして、一定程度、保育士の方が抱えている課題等を把握したところですが、これに加えまして、道内各地に赴いて、保育士ですとか関係者の方々から、直接、ご意見を伺うということで、このような保育を語る集いというものを開催したところでございます。

日程や内容等につきましては、資料のとおりですが、昨年の9月から10月にかけて、道内6か所で開催をしております。開催結果につきましては、4ページの方に整理をしておりますのでご覧ください。1の参加者につきましては、6会場で、合計120名を超える方々に参加をいただきました。

2に主な意見を書いてございますけれども、(1)の「保育士確保の現状」につきましては、「採用の募集をしても応募がない」ですとか「地方の保育士が都市部に流れている」といった保育士不足の状況ですとか、「求められることが多いにもかかわらず、賃金水準が低い」「事務仕事が多い」「休暇が取得できない」など、処遇に関わる課題が多く出されたところがございます。また(2)の「必要な取組」につきましては、「賃金水準や職員配置基準の改善」、それから「事務的業務の軽減」「保育士の資格取得支援」など、処遇改善ですとか、保育士確保策に関わる意見が多く出されたところです。

このような保育を語る集いの意見ですとか、保育士実態調査の意見等を踏まえまして、道といたしましては、保育士確保対策事業ということで、事業化、補正予算を計上いたしております。

5ページ目をご覧ください。こちらが保育士確保対策事業ということで、昨年の第4回定例会で補正予算を計上したものでございますけれども、保育士確保とともに保育士の業務負担軽減による就業継続を図るということで、4種類の貸し付け事業を行うこととしてございます。

簡単に説明しますが、1つ目が「保育士修学資金の貸付事業」ということで、これは保育士養成施設に在学しておりまして、養成施設卒業後に、道内の保育所等に勤務予定の者に対して、修学資金を貸付けるというものでございまして、5年以上の勤務により返還が免除されるというものでございます。

2つ目が「保育補助者の雇上費の貸付」ということで、こちらは、保育士の雇用管理改善に取り組む保育所等が、保育士資格を持たない保育補助者を新たに雇い上げる際に必要な費用を貸付けるというものでございまして、この保育補助者の方が保育士資格を取得することにより、返還を免除するというものでございます。

3つ目が「未就学児を持つ保育士に対する貸付」ということで、これは未就学児を持つ保育士で、道内の保育所等に勤務する者に対しまして、保育料等を貸し付けるというものでございまして、2年以上の勤務により返還が免除されるというものでございます。

最後の4つ目が「就職準備金の貸付」ということで、こちらの方は、潜在保育士の方が、保育所等に勤務する際の就職準備金を貸し付けるという事業でございまして、同じく2年以上の勤務により返還が免除されるというところでございます。貸付額や期間等につきましては記載のとおりでございますけれども、今後具体的な実施要綱を作成いたしまして、29年度から貸し付けを開始する予定で準備を行っているところでございます。

次に6ページをご覧ください。こちらは国の資料になりますけれども、保育士の安定的確保を目的といたしまして、保育士と保育所のマッチング等を行います「保育士・保育所支援センター」の図でございます。

道におきましては、今年度現在、まだセンターを設置していないところですが、貸付事業に加えまして、ここに書いてあるような潜在保育士の掘り起こしですとか、潜在保育士の復職に向けた研修な

ど、新年度に向けまして、このような業務におきましても、現在検討しているところでございます。

最後になりますけれども、7ページ目をご覧ください。こちらも国の資料になりますけれども、新年度から実施予定の保育士の処遇改善についてのイメージ図でございます。左側にキャリアアップ研修の創設ということで書いてございますけれども、研修によります技能の取得により、キャリアアップができる仕組みをつくるということで、キャリアアップ研修というものを新たに創設いたしまして、処遇改善を行っていくというようなものでございます。

経験年数ですとか、キャリアアップ研修の受講を要件といたしまして、月額いくらという処遇改善を行う仕組みでございまして、右の方になりますけれども、職務分野別リーダーですとか、副主任保育士、専門リーダーというふうにキャリアアップするということを想定してございます。

職務分野別リーダーというのは、要件が書いてございますけれども、「経験年数が概ね3年以上」、「担当する職務分野の研修を修了」、「職務分野別リーダーとしての発令を受けること」というようなことを要件として、月額5千円の処遇改善がされると、「副主任保育士」については、「経験年数が概ね7年以上」、「職務分野別リーダーを経験している」、それから「マネジメントと、3つ以上の分野の研修を修了しており、副主任保育士としての発令を受ける」というようなことを要件として、月額4万円の処遇改善がされる、それから、専門リーダーにつきましても、4つの要件がございまして、月額4万円の処遇改善がされるというようなことになってございます。

さらに、この他に、資料の一番下になりますけれども、全職員に対して2%ということで、月額6千円の処遇改善を実施することとしております。

次に8ページになりますけれども、この研修につきましても、今後、国から具体的なカリキュラム等が示されるということになってございまして、8ページの○の2つ目になりますけれども、平成29年度は研修に係る要件を課さないで、30年度以降、研修の受講等を踏まえて、研修の受講要件を決定していくということになってございます。今のところはこれ以上の情報はない状況でございます。

資料の説明は以上になりますけれども、ここまで説明いたしました特例の実施ですとか、修学資金の貸付、マッチング、処遇改善など、新年度から保育士確保に向けて、取組の充実を図っていく予定になってございます。私からの説明は以上です。

#### 【松本会長】

ありがとうございます。

終了の予定時間が5時半頃ですので、概ね40、50分の時間があります。論点整理票にありますように大きく2つです。1つは、特例の実施についてということと、もう一つは、その他の保育士修学資金貸付等を含んだ、保育士の確保というようなことだと思いますけど、ぐちゃぐちゃになりがちですので、最初に前半の所の特例の実施についてご意見があれば話していただいて、その後、全体の所としたいと思います。いかがでしょうか。

これ、特例の実施の所の1つ目で2園、2つ目の点で2園。これはそれぞれ別の園ですか。

(事務局：はい、そうです。)

それでは4園ということになりますか。

(事務局：はい、合わせて4園です。)

自治体でいうとどういう所になりますか。小さい所とか大きいところとか。差し支えなければ。

**【小藪主査】**

最初の方の幼稚園教諭等の特例の方が、江別市、深川市。加配の特例の方が、旭川市の2園となっております。

**【松本会長】**

これは保育所ですか、この特例の所の4園というのは。

**【小藪主査】**

幼稚園教諭等の特例の方は2つとも保育所になります。加配人員の特例の方は、保育所型の認定こども園が2園になっています。

**【松本会長】**

分かりました。何か特例の実施についてご質問ご意見等あれば。

はい、どうぞ。

**【加藤委員】**

私の園も認定こども園でありまして、認定こども園は1号2号3号とおりますけれども、1号認定の子どもに関してはお昼までの保育時間なので、その後、預かり保育という形で夕方までいたりします。一般的な幼稚園も、今、預かり保育をほとんどの幼稚園がやっていますが、そこを対応するのに保育士を探して採用して、そこを保育してもらっているというような体制をとったりしているのですが、なかなか見つからなくて、各幼稚園で大変苦勞している現実があります。

特例ということで、喫緊の課題に対処するという意味で応急として考えた時に、特例というのはとてもいいというふうに思うのですが、やはり、心配されるのが、教育、保育の質の維持、向上というところと思います。

幼稚園の先生の資格しかなくても、小学校の先生の資格しかなくても、結局のところ、教育保育はその先生の人間性であったりしますので、そういう資格しか無い方でも、子どもに対してとても良い保育をして下さる方もいると思うのですが、やはり現場の経験が無い方がすぐ、例えば、0、1、2歳であれば非常にデリケートなものもありますので、専門的な知識が必要であったり、幼児教育って、幼児期の発達であったり幼児期の特性をしっかり分かっている方が、しっかり対応することが大事ですので、幼稚園の先生や教員という者には研修権がありますけれども、保育士さんにも、研修が権利としてきちんと確保されて、採用の時だけではなくて、きちんと専門的な研修を継続して行っていくという制度も相まって、回っていかないといけないことかなと思います。

あともう一つ、保育士等のキャリアアップの改善イメージを説明していただいたのですが、保育士として勤続8年であったり、20年であったり、継続していった方が、最終的に月額のお給料が高くなるということだと思うのですが、今、現在、養成校に通っている学生さんが就職する時に、その段階でも魅力のある保育士というものになっていかないと、なりたいと思う人が増えていかないのではないかなと感じました。

#### 【松本会長】

ありがとうございます。特に、特例のところ、質の問題については、ここでもやっぱり、懸念も含めた議論が出たかと思しますので、あくまでも特例ということで、きちんと、特例であって、抜け道ではないということは、きちんと確認をしていかなければいけないだろうと思います。

継続的な研修というのも、全体を通して全体の底上げということとセットでないと、まずかろうというのもっともなご意見だと思います。

他にどうですか。

#### 【山田委員】

私自身の経験もお話ししながらと思っています。

私は幼稚園教諭の資格を持って経験をして、そして子育て経験を持った後、幼稚園教諭の資格だけで保育所に勤務した経験があります。臨時職員でしたが、乳児の方に3年近く入ったことがあるのですが、やはり、最初それまで、4、5、6歳の子どもを見ていた、そして2人の子育てはしましたけれども、乳児の保育というところでは、ほとんど実習とかの経験もありませんでしたので、15人に対して5人の幼稚園教諭の資格者が入るといのはちょっと大変だろうなど、その後、国家資格で保育士を取りながら、今は乳児も見ていますけれども、自分自身の経験も踏まえながら思います。

それと、子育て支援員研修と、一昨年に、違う地域子育て支援拠点の方の研修だったりだとか、利用者支援専門員の方の研修の方に関わらせていただきました。養成校の方で、家庭支援論という授業を教えている関係で、そちらの方にも出させていただいたのですが、やっぱり、学生達に子育て支援員のことを伝えましたら、自分たちは2年ないし4年の勉強をして現場に入っていくけれども、何十時間かの研修を受けた人が現場に入ってくるということの不安みたいなことが、学生達からたくさん出ていました。

たぶん、現場も非常に大変だろうと思うのですが、今現状としては、そういうことも取り入れていく必要も分からないではないです。

ただ、今、先生おっしゃっていたのとちょっと同感だなと思ったのですが、ご本人のアフターの研修、入った後にちゃんと研修を積めるようにというのと、入る前にある程度、実習の期間を設けるだとか、園もたぶん混乱するかと思いますので、本人の実習とアフターの研修、それから園のフォローを、十分に体制を整えて行う事が必要なのかな、それが質の確保に繋がるのかな、というふうにお話を聞きながら思いました。

それから、その方たちが、保育士の国家資格を取得できるような、移行できるような、何か仕組みみたいなものを作って、ステップアップできるような仕組みがあればいいなと思いました。

【松本会長】

はい、ありがとうございます。

最後のところは、一番最後のところの貸付資金のところと、どういうふうに連動するのか、後でご説明いただければと思います。

他、特例のことについていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【岡澤委員】

特例に関しては、現実的な対応としては、妥当だと私は思います。

先ほど、加藤さんからもお話ありましたように、0歳、1歳、2歳は特殊といいますか、教育の質を担保する意味でも、専門的な方、保育士の方でなければいけないと、私は思うのですけれども、3歳、4歳、5歳になりますと、もうある程度、意思表示もできますので、なかなか保育士を募集しても難しいと思います。札幌でも難しいですから。

それで、僕は考え方を変えて、かつて学校の先生だった方、もしくは老人ホームを有効活用して、道民運動だ、国民運動だといこうことを、子育てに関しては、そういう時代が変わりつつあると思うのです。ですから、保育士を新たに募集しても無理だと思います。もう、発想を変えないといけない時期にかかっているのではないかなと思います。理想論かも知れませんが、現実的な対応としては、そのような形かなと思います。もっと老人ホームの方であったり、学校のかつて小学校1、2年生、低学年を担当された先生で、やる気のある先生は、たくさんいると思います。そこをもっと有効活用できないのかなと、私はずっといつも思います。これはあくまでも意見ですけれども。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。特例のことについて。

はい、お願いします。

【宮澤委員】

子育て支援員の研修のことですけれど、これ、私、初めて知った時、すごく半端な取組だと思ったんです。実は、先ほどの前半の私の要望とも重なるのですが、小樽市では、子育て支援課の方に聞いても、子育て支援員研修のことを良く分からない状態でした。ですから、情報が縦割り行政の中で、どういう事を各自治体に伝わっているのかということも疑問がありました。

そして、これは、国際大学で行われたものですよね、とても細かな区分になっていて、受けやすいつていうか、札幌の近くに住んでいる方はとても受けやすいと思います。また、去年の秋か暮れくらいに民間のニチイさんでもやっていましたよね。ニチイさんのやっていたメニューを、皆さん、ぜひ帰られたら何かで調べていただきたいのですが、本当に短時間で、たった1日缶詰状態にされて、座学で勉強するだけの研修です。このような状態で、本当に大事な子どもを預けられるのかな、私、親としてちょっと不安を感じました。

ですから、このような制度を作るのであれば、かける予算を保育士さんの給与に充てるとか、なにか別の方に回して、人材を確保できないのかと思います。

去年、国家試験を受けた時、一次試験は道都大学で行われて、北広島のJRの駅から無料のバスが出るのですが、大学までのバスの中で耳にした会話ですけど、「まあ、国家試験落ちてもいいよね。子育て支援員研修、あっちの方が簡単だからね。」という方がいらっしゃいました。そういう話を「あれは、緩いからね。」という。そういう、感覚なんです、受ける方も。ですから、これはぜひ、見直すべき制度だと私は思います。

ここについて、これはこれまで、さっきの道の実施状況によると、これを受けて配置されたという方は、まだ出てきていないんですね。

#### 【高橋主幹】

はい、そうです。子育て支援員の研修については、27年度からスタートして、27年度と言っても、もう年度末近い状況でスタートしていますので、そういった中で、そういう方々支援員を活用した特例の実施というのは、まだ発生していないところです。

#### 【松本会長】

他にいかがでしょうか。そろそろ5時になりますので、特例のことも含めて、他のところ、全体のところの議論としたいと思えますけれども、やっぱり保育の特例に関しては、保育の質のことをどういうふうに考えるかということが当初から懸念としてありましたし、ここでの意見でもいくつか出てきているということは、ちゃんと確認をしておきたいと思えます。

もう一つ、研修ということは、入りの所の研修だけじゃなくて、継続的なという所も、もう少しきちんとした研修ということをししないと、現実的には質の担保という観点からいうと不安が残るといふご意見もいろいろとでてきているということも、確認をしておきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

全体を通してということですけども。

先ほど、保育士資格をとれるようにということでご発言があった中で、貸付資金ですね、これ貸付資金の2番の所はこういうことに該当しますか。ご発言のあったような方が利用できるような形になるのですか。

#### 【小薮主査】

2番の保育補助者の雇上費の貸し付けの所だと思いますけれども、保育士資格を持たない保育補助者を新たに雇い上げる場合ということで、ここの保育補助者のところに該当してくると思うのですが、保育補助者の要件といたしまして、子育て支援員研修などの一定の研修を受けている者、もしくは勤務開始後受講するというようなことが要件になっていますので、まず、研修を受けてもらうというのが一つの要件、それから、保育士資格を取得するというので貸し付けが免除されるとなっています。

#### 【松本会長】

1番の修学資金貸付で、保育所等に5年以上勤務した時に返還免除になるということですけど、これ

は同一保育所で連続しているという事だけではないという理解でよろしいですか。保育所の勤務先が変わるとか、あるいは途中に出産だとかそういうことが挟まるという、要するに通算してということですか。

【高橋主幹】

いろいろと細かい所はあるんですけども、例えば、法人内で複数の保育所を経営していて、その中で異動されたりだとか、そういったような場合については、通算して構わないというような取扱いでございます。ただ、自己都合で退職された方だとかは、たしか通算できなかったと、国の方で示されていたかと思えます。

【松本会長】

自己都合というのは、例えば、出産も入りますか。例えば産休とか育休とか。

【高橋主幹】

それらは休暇ですので、連続していると思えます。休暇の期間を5年間の中に通算するかどうかは調べて見ないと分かりませんが。

【松本会長】

今のお話だと、別の法人の事業所に移るということは、だめだということですね、

【高橋主幹】

はい、それは、たぶん自己都合という扱いになろうかと思えます。

【松本会長】

私の意見ですけども、そういうことも含めて通算としていくべきだと考えます。

やはり、入った職場を辞める自由がないということで、ハラスメントの問題だとかが出てくると思えます。逆に言うと、ハラスメントのようなことが出てきたら、訴えにくいですね。5年は確実にいるものだとすると、逆に、労働条件の改善だとか、あるいは、その人の権利が守られないことが発生する土壌になりかねないので、そういう時は、別の法人に移って継続することを有り得ることとおかないと、逆に機能するようなことになりかねないので、その点については、道独自で見直すようなことは可能ですか。

【高橋主幹】

基本的には国の補助金を使っていますので、国の考え方によろうかと思えますけれども、私が申し上げましたのは、一般論としての話ですので、先生が言ったような課題については、国の方にも確認をしながら丁寧に対応すべきと心得ております。



【松本会長】

同じ事業所に連続して5年じゃないとまずいというのは、別の問題を発生させる状況になると思いますので、一定の期間内で通算で5年、別の事業所もありうるということにしておいた方が、この制度がより有効に生きるだろうと考えます。

あと、やはり出産の時に一時退職するということが有り得ると思うのですが、事業所によっては、そういうことも含むとしておかないと、少子化対策だけれども、子どもができない、こういう話になりかねない。そこも含んで、実際の運用上で良いことだと思っていますので、ぜひ継続的に議論して、個人的な意見では、これを見直して、道独自でもカバーする方向で考えるべきだと思います。

はい、どうぞ。

【八乙女委員】

保育補助者雇上費貸付についてなんですが、私がちょっと調べた結果、この貸付金が何に使われるかという、給与と手当、福利厚生費、社会保険料事業主負担金というのに充てられると書いてあったのですが、これは、保育士資格試験を受験したり、受講したりする場合にも充てられるのですか。

【高橋主幹】

この事業は、保育士補助者雇上げですので、保育所の側が、いわゆる無資格の方を雇っていただいて、その間に、実務経験を積んでいただいて、保育士さんの受験資格を得て受験していただくというもので、その間、お勤めしていただく際のお給料とかに充てる事業です。

なので、いわゆる資格をとるための費用については、資格取得支援の事業ですとか、保育士さんしか資格のない人は幼稚園教諭の免許を取ったりだとか、そういうような方の事業というのは、また別に用意はさせていただいていますので、いわゆる資格の無い方でも保育所で一定程度経験を積んでいただいて、たしか、保育士の受験資格というのは一定の実務経験だけでも受けられたと思いますので、その間に実務の経験を積んでいただいて、いわゆる給料で生活を保障してもらいながら勉強をして資格をとっていただくというような仕組みになっています。

こうして雇っていただいた保育所については、その後、資格をとっていただければ、返していただくのは免除というような仕組みになっています。

【松本会長】

他に道内での保育士の確保ということにご意見はありませんか。

はい、どうぞ。

【亀井委員】

函館の事ですが、潜在保育士の掘り起こしのことで、函館市は、北海道と同じような保育士の配置基準の特例は、待機児童がないということで、条例の制定には至らなかったのですが、その代わりという訳ではないのですが、潜在保育士の掘り起こし事業として、離職後久しい有資格者、今は違う仕事をしているけれども随分前に保育士資格をとっている方に、今の保育事業とか、今の保育士の仕事

が随分違うだろうということで、有資格者の実習生を函館市の認可保育所で、1週間2週間だと思いのですけれども引き受けてもらって、その間、短期の雇用契約を結んでもらって、施設から、いわゆる日給月給で給料を出す、その給料の分を函館市が補助をするというようなことを、函館市独自だと思いますけど、潜在保育士の掘り起こし事業の一つとしてやる方向で、先週の金曜日に函館市議会を通ったという話ですけれども、これが、どの程度の効果を生み出すか分かりませんが、これを道内で他に組み込んでいる自治体はあるのでしょうか。

#### 【松本会長】

保育士の資格を持っておられてお仕事をしておられない方、過去に経験のある方を、どういうふうにもう一回してもらえるかという観点での、今の函館市さんの取組は大変おもしろい。その後、どうなるかは勉強したいです。

他にいろんな取組をされている所は、道内の自治体での情報としてお持ちですか。

はい、ではどうぞ。その後、事務局の方でお持ちでしたら。

#### 【宮澤委員】

先日、1月の末、小樽市の子育て支援課主催で「保育士支援就職セミナー」というのがありました。潜在保育士さん達の再就職を願っての事業だろうけど、これも、国からこう流れてきている事業です。小樽市は悲しいことにも、私も含めて2名しか受講者がいませんでした。

なぜかという、やはり、保育の現場で働くのは無理だと思ってしまう資格を持って保育士をしていない方が多いです。保育所を見学して、だいたい分かったのですが、ほとんどが非正規雇用。これは、今の働き方改革にも十分繋がる事ですが、1年契約で採用されている保育士さんがとても多くて、でも、実際仕事をしているのを見させてもらっても、どの方が正職員で、どの方がパートの保育士さんか、ぜんぜん分かりません。皆さん同じ仕事をされていて同じように忙しい思いをして、だけどボーナスは出ても、安い給料に沿ったボーナスですので、正職員の方よりはボーナスが低い。でも朝の7時30分から夕方5時6時まで勤務があります。それよりも、もっと時給が高くて、時間の短いパートに行った方がいいなという、子育て中の資格を持ったお母さん方が多いです。

ですから、私もパートの保育士でどこか働きたいなと今探しているところなんですけど、例えば、短時間で、午前だけ、午後だけとか、そういう短時間の条件で、もっと保育士さんを募集して下さったら、もっとも応募が来るのだと思うのです。フルタイムばかりを呼ぶのではなく、もう少し短い時間でたくさんの方が働けるような条件があったらいいなと、今現在思っているところです。

それともう1点は、この次にもありましたけれど、保育所支援センターですか、このようなものが各自治体にあって、あのファミリー・サポート・センターのような、保育士さんの資格を持っている、幼稚園教諭の資格を持っている人達が登録しておける機関があって、例えば、子育て中の保育士さんが休まなければならない時、子育て支援センターの出前の行事が各公民館である時、そういう時に、応援にすぐ行けることができる、そういう登録しておいて単発的に働ける、そういう制度があったらいいなと思います。

【松本会長】

登録制度などを作って、需給がマッチするような仕組みを作っていないとまずかろうというようなことですが、

事務局の方で何か道内の情報をお持ちですか。

もう一つは、保育士・保育所支援センターというのは、33都府県とありますけど、道はどのような形で今の所お考えかということも含めてお願いします。

【高橋主幹】

保育士確保に関わる各自治体独自の取組というのは私ども十分調査したわけではございませんので、全て網羅して承知はしてございませんけれども、たぶん、国の方でも、この間、先ほどお話しありました小樽市さんのように、いろんな市町村でも取り組めるメニューを用意してございますので、そういったような所につきましては、人材確保というところで、国のメニューですので、一般的なような内容になってしまうのかも知れませんが、支援セミナーのようなものは、開催されていると思っております。

あと、保育所・保育士支援センターにつきましては、今のところ、私どもで検討しているところは、今北海道社会福祉協議会に福祉人材バンクというものがございまして、そういったような所に基本的には登録してもらうような仕組みで、就職の斡旋なども行うようなことになってはいますが、なかなか十分機能していないようなところもあります。今般、特に私達のところで、潜在保育士さんに着目して、そういったような方々の登録をいただいて、保育所から求人いただき、そういったところのマッチングをしていくような仕事をしていきたいというふうに考えています、また、お話のあったとおり、一定期間保育士の仕事をしていないと、復職をするにあたって、少し自信が無いと思う方もいらっしゃると思いますので、そういったような方々向けに研修なども企画をして、実施していきたいというふうに考えております。

【松本会長】

これはいろんな方、特に保育士の経験をお持ちで今は離職されている方が、実際、どういうふうな事かというのは、いろいろお話を伺う機会もあった方がいいような気がします。現在、どういう理由で復職したいのか、できないのかというようなことは、これは確か過去に調査されてましたね。

【高橋主幹】

はい。それで、結果などを元にしながら、今回、保育士の確保対策についても、その調査をベースにしながら、いろいろと考えてございますので、支援センターの活動内容も、そういったところを中心にしながら考えていきたいと思っております。

【松本会長】

全道ベースというよりは、かなり地域ベースでやらないと見ついかもありませんね。  
他いかがですか。

はい、どうぞ。

**【内藤委員】**

連合北海道の内藤です。私の立場からは、この問題について、かねてから、保育の現場で働く人の処遇改善ということで、力を入れていただきたいということを申し上げていたところで、潜在保育士という所に着目して、保育士の資格を持っている方が働ける環境を作っていただきたいというところでは、非常に、このような取組が始まるということで、ありがたいと思っています。

あと、育児や介護をしながらでも働いていけるようにということで、今、連合でも、ちょうど1月から育児・介護休業法が改正になってということで取り組んでいるのですが、保育の現場というのは、どうしても女性が多い職場だと思いますので、育児ですとか、あるいは介護に直面した時に、仕事を続けられないということで悩んでらっしゃる方が多いのではないかと考えています。そういう意味では、育児や介護をしながらでも働いていけるような環境を整えている、そういった労働条件の改善ですとか、職場環境の整備に力を入れている事業所などへの支援という点でも、取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

**【松本会長】**

他にいかがでしょうか。

**【岡澤委員】**

質問ですけど、7ページの所ですが、キャリアアップ・処遇改善のイメージの資料で、2号・3号関係とありますけれども、これは2号3号限定ですか。1号の幼稚園の先生、教諭は含まれてないのですか。

**【高橋主幹】**

すみません。資料として付けていないのですけれども、1号の幼稚園教諭の先生方も同じような仕組みがございます。あと、併せて学童、放課後児童クラブの職員も同じような感じで、処遇改善が図られていきます。

**【松本会長】**

これ、今、出しているのは国のスキームですよ。

**【高橋主幹】**

はい、そうです。

**【加藤委員】**

質問ですけども、今の認定こども園ですと、幼稚園教諭、保育士というより、保育教諭という職種と考えられるのですが、今、お話して下さったのは、保育士さん、幼稚園の先生という区別で考えられているのでしょうか。

【高橋主幹】

くくりは、こども園も同じく、こども園はこども園なりの改善の仕組みがあったと思いますので、ちょっと、今、手元にないのですが、それぞれ類型ごとに、改善の仕組みが用意されています。

【松本会長】

他いかがですか。

ちょっと私の方からよろしいでしょうか。保育を語る集いというのは、これは各会場の参加者が出ていますが、いろんなご意見がでたというのはそうなのでしょうけど、たくさん集まったなというのか、空振りだったなというのを含めて、事業をやった評価というのはどうなのですか。

【高橋主幹】

確かにご覧になっていただいたとおり、参加者はけっして多いとは言えなかったと思います。ただ、それぞれの会場ごとに、いろいろな分野の方が、それぞれのお立場の方が、ご出席をいただいて、多岐に渡るようなご意見をいただいたということ、あと、逆に人数が少なかったということで、かなり濃密なやりとりができたというふうに思います。そういった点に関しては、多くの方に参加をいただきましたかという反面、少数の方で濃密な意見交換ができたという部分では、私どもとしては評価しているところです。

【松本会長】

どういう方が来られたのですか。

【高橋主幹】

保育所の園長先生であったり、現場で働く保育士さんであったり、保育士さんの労働団体であったり、小規模な保育所だったり認可外で働くような保育士さん、いろいろな立場で保育に携わっているような方を中心に、ご参加をいただいたと思います。

【松本会長】

こういうのは継続されるご予定ですか。

【高橋主幹】

今回とりあえず、新たな保育士確保対策をスタートさせるということで、いろいろとお話を聞かせていただいた所ですけども、今のところ継続するというビジョンを持っておりませんが、今後もしもどのような形かは別にしても、いろいろな形でご意見を伺っていく機会というのは必要かというふうに思っています。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。

なにかこう決定打が出ない中で、基本的には、労働条件なりの問題は根っこの所で大きいだろうと個人的に思っておりますけれども。

はい、どうぞ。

【八乙女委員】

今、一応、国の方で、賃金を月額6千円程度改善する予定ということで書かれているのですが、これは正職員に対する底上げだけなのでしょうか。

【高橋主幹】

いえ、それは正規雇用だけではなく考えています。

【八乙女委員】

結構、その正規と非正規、公的保育所、民間保育所でも、すごい給与の格差があって、公務員と同等に給与が上がる公立の保育所の保育士さんと安定はしているのですが、それ以外の、正規の方、あと非常勤の方だと、フルタイムで働いても年収200万から良くても300万とかそういうところで、はたして1人で自活していけるのかという所が、すごく給与の面で、まだまだ話し合うところが有るのではないかなと思います。

給与のことの他に、先ほど松本先生もおっしゃったように、保育の本質的な問題というところかというと、やはり女性の多い職場なので、当然ながら男性トイレがなかったり、更衣室がなかったり、性差別の問題もありますし、あと、最近、女兒の着替えを男性保育士にさせるか否かという議論がネット上でもされたのですが、やっぱり、まだまだ男性保育士が足りないと思うのです。なかなか男性保育士を定着させて人数を増やしてとなると、お給料の問題がすごく比重を占めるのではないかと考えていて、保育所で働いている男性保育士さんに話を聞いたら、やはり女性が多いので、だいたい話をすれば、何らかの職場内で起きた問題も解決することが多いみたいですが、話せなかったりすると、問題が複雑化して、その後の人間関係にも影響するので、コミュニケーションを図るためにお菓子の差し入れとかを行って、交流を図るようにしているような声を聞いたり、あと、ちょっと、LGBTの方でゲイの保育士さんが居づらくなって退職せざるを得ない状況になったというような事も聞きます。

保育所、幼稚園とかの、残業の事だったり、時間外の自宅に持って帰る仕事もすごく多かったり、労働時間として認められないけど、でも事業主の指示指揮命令を受けている時間というのがすごく長いという、今までの保育所体質っていうのを、少しずつ見直すという機会にもなればいいなと思っています。

【松本会長】

ありがとうございます。これまでのことを見直す機会にというご発言でありましたけれども、とても大事なことだと思います。今、保育士不足のことが話題になって、世間的にも大変注目を浴びている今だから

からこそ、逆にになにかこうアピールしていくようなこと、こちらも何か知恵を出して皆さんの合意を作っていくような、そういう機会だろうなというふうに強く感じています。

今日の議論は、特にまとめということはありませんけれども、そろそろ時間も近いですので、保育士確保ということについて特にご発言があれば。

はい、どうぞ。

**【亀井委員】**

8ページに処遇改善の月額4万円の配分について資料がついていたものですから、これに関して、私も勉強不足でして、月額4万円の配分について云々って書いていて、具体的な運用については今後検討と書かれています。例えば、うちの保育園の話ですれば、中堅の保育士に月額4万円をあげると、主任より高くなってしまふような心配も十分考えられるんですけど、ちょっと分かり難い説明が留意事項であったものですから、少し詳しく説明いただけると助かるのですけれど、分かる範囲でお願いします。

**【高橋主幹】**

結論から言うと、これより更に詳しい説明をと言われると、我々も、まだ国から受けていないところです。ただ、先生おっしゃられるようなお話というのは、我々の所でも、いろいろとご意見を伺っているところです。

**【松本会長】**

他にいかがでしょうか。

無ければ、私の方から今後のことで、この2点目について、保育士の確保策ということでご意見が出ましたけれども、このことについては、今のところの心づもりということでも良いかと思うんですが、どのように進められる、あるいは、次回のこの会議に向けてどういう形でこの議論の場を作っていくかのご予定でしょうか。

**【高橋主幹】**

まず、今回お話をさせていただいたというのは、前回、特例の実施にあたりまして、いろいろご意見をいただいたというようなこと、それ以降に、修学資金の貸し付けですとか、保育を語る集いですとか、いろいろと取組を進めてきたというところで、その辺の状況を報告して、一旦とりあえず、こういう形で、保育士確保策を道として進めていきますというようなお話をさせていただいたところです。

保育料の所については、引き続き継続してまいりたいと思いますし、我々も、先ほどの保育料のお話ではありませんけれども、こういった取組の成果がどのように上がっていったのかというようなこと、また、今日もいろいろ課題などご意見をいただきましたけれども、そういった取組が進んでいく中で、皆様方が地域でご覧になられるような課題などもあろうかと思っておりますので、そういったようなところについては、引き続きご意見をいただきながら、改善できるものは改善していくようなことを継続していき

いというふうに思っております。

【松本会長】

それでは、今日の議事の3点目のところは、これで終了したいと思います。  
他に追加の議事はありますか。

(事務局：ありません。)

それでは、事務局の方にお返しいたします。

【永沼課長】

今日は、大変貴重なご意見いただきました。予算に関して、少しだけお話をさせていただきますと、今回いろいろな面で、子育て支援策について充実を図ったつもりです。

なかなか時間もない中、僕も、去年こちらに来て、できるだけ現場の意見も聴きながら、もちろん、去年の5月の末に、この場でいろいろなご意見をいただいたことも当然踏まえて、できることについてできるだけ早くやっていこうというスタンスで、4定の補正もしましたし、全国的には遅いのかもかもしれませんが、保育料に関しても、より良いものを提案させていただくために、頑張らせていただいたつもりです。本当は、一番、ワークライフバランスを考えなきゃならない課なのですが、実は、この周りの担当が、たぶん24時間考えながら、仕事をした結果かなと思っています。

何も言わないと、我々もなかなか予算が付かないですし、皆さんのご意見がバックアップにならないと付かないということがあって、この先も、いろんな場面で、お話を伺いながらやっていこうかなというふうに思っていますので、引き続きお願いしたいということです。

1つだけ、普段気にしているのは、保育士さんのイメージがどうしても暗いイメージしかないのがあって、それがこうスパイラルになっちゃっていて、現場でも聞きましたけど、楽しんでやってる方もいらっしゃるし、生きがいを持ってやってらっしゃる方もいらっしゃる、たくさんいらっしゃるはずですよ。処遇改善にしても、この間、結構、国もやってきているし、僕らも国に要望して、なんとか来年の予算でも、処遇改善の分だけで、実は1/4ですけども、10億積んでいるんです。それだけ予算を一生懸命やっているのだから、少しでもイメージアップを図るのが、今、大事かなと思っています。

今日いただいたご意見も踏まえて、我々も取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

閉 会

【森主幹】

それでは時間もまいりましたので、本日は、松本会長それから皆様、本当に熱いご議論をいただきましてどうもありがとうございました。それでは、これを持ちまして終了といたします。どうもありがとうございました。